

オンブズマンが市政に関する苦情を調査します

平成23年11月に開始したオンブズマン制度は今年で制度発足10周年となります。11月から原田オンブズマンと崎坂オンブズマンが公平かつ中立的な立場で簡易迅速に調査を行うことで、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めます。

オンブズマンから市民の皆さんへ

市民と行政の橋渡し役

この度、熊本市オンブズマンとして再任されました。熊本市におけるオンブズマン制度は、運用開始から10年を経過し、市民及び市職員にも広く認知され、その存在意義も定着しつつあると思われまます。今後も公的オンブズマンとしてのあり方を検証しながら、オンブズマン制度が適正に機能し、市政に対する市民の皆様からの信頼が得られるよう尽力して行きたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。



原田 信輔(弁護士)
(再任 令和元年11月～)



崎坂 誠司(弁護士)
(新任 令和3年11月～)

熊本市から委嘱されてオンブズマンに就任した弁護士の崎坂です。委嘱権者である熊本市の行政活動を調査するというのがオンブズマン制度の根幹であり、一見矛盾するようにも見えますが、市民に対する行政サービスを担う行政が、ややもすると市民の目線から外れて独善的になることもあり得るため、自浄作用を促すための制度を設けて、市民の権利と利益を擁護しようとするのは素晴らしいことだと思います。その制度の趣旨を全うし、市民の期待に応えられるよう尽力する所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○オンブズマンは具体的に何をしますか？

市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査し、必要なときには、市に対して是正などの措置を求めたり、制度の改善を求める意見表明をしたりします。

本市の仕事とその仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日または終わった日から原則として1年以内の苦情が対象となります。

○申し立てた後は？

オンブズマンが苦情の内容や担当部署の調査を行います。その後、調査の結果に基づき、オンブズマンが見解(判断)を示し、その内容を申立人、市の双方に文書で通知します。

○苦情申立ての方法は？

オンブズマン事務局、区役所、まちづくりセンターに設置している苦情申立書を持参、郵送、ファクスでオンブズマン事務局に提出してください。Eメール、市ホームページのフォームでも受け付けています。申し立て後、希望があれば、オンブズマンと直接面談ができます。

詳しくは、市ホームページへ。



(オンブズマン事務局 ☎096-328-2916)

11月は「児童虐待防止推進月間」189「だれか」じゃなくて「あなた」から

いちはやく

わたしたち一人一人が「子育てにやさしい社会」を作ることが、子ども虐待の防止につながります。

令和3年度「児童虐待防止推進月間」標語

子どもたちの大切な「こころ」や「いのち」、子育てを行う人を守るため、わたしたちにできることを考えてみませんか。

STEP1 正しく知る

児童虐待とは、親または親に代わる養育者が、18歳未満の子どもに対して心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為のことです。たとえ、親の愛情による「しつけ」としての行為であっても、それが子どもにとって害となる行為であれば、虐待です。令和2年4月に児童福祉法等改正法が施行され、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化されました。

STEP2 見守る～みんなで育児を支える社会に～

虐待に至ってしまうケースは、子育て不安や夫婦関係、経済的な問題など、さまざまな不安やストレスによって引き起こされることが考えられます。子育て世代を孤立させないためにも、社会全体で子育てに関心を持ち、子どもも大人も安心できる環境を整えていきましょう。



STEP3 相談する～通告は『支援』の始まりです～

【相談(通告)窓口(平日:午前8時半～午後5時15分)】

- 中央区保健子ども課 ☎096-328-2421
- 東 区保健子ども課 ☎096-367-9130
- 西 区保健子ども課 ☎096-329-6838
- 南 区保健子ども課 ☎096-357-4135
- 北 区保健子ども課 ☎096-272-1104

【夜間・休日の通告電話窓口】

市児童相談所 ☎096-366-8181

※189番にかけると近くの児童相談所につながります。

【予期せぬ妊娠・出産に関する悩み相談専用電話】(24時間・年中無休)

熊本乳児院内 ☎080-9068-7528

メール(kumamotonyujiin.soudanshien@ezweb.ne.jp)

【子ども・若者に関する相談】(平日:午前8時半～午後9時)

市子ども・若者総合相談センター ☎096-361-2525



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

体罰等によらない子育てをひろげよう!

「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。子育ての大変さをひとりで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、周囲の人や、相談窓口に相談しましょう。

子どもとの関わり方や保護者自身の工夫のポイントはこちら



(子ども政策課 ☎096-328-2156)

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。ひとりで悩まず、相談を

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手など身近な関係にある人からの暴力のことで、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

緊急時は最寄りの警察署または110番へ!

【DV相談】(平日:午前8時半～午後5時15分)

- DV相談専用 ☎096-328-3322
- 中央区福祉課 ☎096-328-2301
- 東 区福祉課 ☎096-367-9127
- 西 区福祉課 ☎096-329-5403
- 南 区福祉課 ☎096-357-4129
- 北 区福祉課 ☎096-272-1118

【ストーカー相談】(24時間)

- 熊本県警察本部警察安全相談室 ☎096-383-9110
- (#9110)プッシュ回線

【セクハラ相談】(平日:午前8時半～午後5時)

- 熊本労働局雇用環境・均等室 ☎096-352-3865

【性暴力被害者専用相談】

24時間ホットライン(12月28日～1月4日は除く)

熊本県性暴力被害者のためのサポートセンター

ゆあさいどくまもと ☎096-386-5555 メール:support@yourside-kumamoto.jp

女性に対する暴力をなくす運動 パープルリボンプロジェクト

パープルライトアップ

女性や子どもに対する暴力がなくなるように願いを込めて、くまもと森都心プラザでツリーをパープル(紫)にライトアップします。

- 期間 11月12日(金)～25日(木)
- 場所 くまもと森都心プラザ 1階アトリウム広場
- 点灯式 11月12日(金) 午後5時～

パープルライトアップについて詳しくは、ソロプチミスト熊本すみれ(☎090-8760-1876)へ。

(男女共同参画課 ☎096-328-2262)

